

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」  
(土壌汚染関連)に基づく調査・対策の手引き

(素案)

平成 15 年 11 月

大阪府環境農林水産部環境指導室

目 次

|        |  |         |    |
|--------|--|---------|----|
| 第 1    | 条例の基本的なしくみ（土壌汚染対策法のしくみと条例の特徴）              | ・ ・ ・ ・ | 1  |
| 第 2    | 条例の対象となる物質                                 | ・ ・ ・ ・ | 2  |
| 第 3    | 土地の形質変更の定義                                 | ・ ・ ・ ・ | 3  |
| 第 4    | 土壌汚染状況調査                                   | ・ ・ ・ ・ | 4  |
| 4 - 1  | 3 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上ある敷地での土地の形質変更時の調査 | ・ ・ ・ ・ | 4  |
| 4 - 2  | 稼働中の有害物質使用工場敷地の土地の形質変更時の調査                 | ・ ・ ・ ・ | 7  |
| 4 - 3  | 有害物質使用届出施設等の廃止時の調査                         | ・ ・ ・ ・ | 7  |
| 4 - 4  | 調査の対象となる管理有害物質等の内容に関する規定                   | ・ ・ ・ ・ | 8  |
| 4 - 5  | 土壌汚染状況調査の方法                                | ・ ・ ・ ・ | 9  |
| 4 - 6  | 土壌汚染状況調査の実施・結果の報告                          | ・ ・ ・ ・ | 14 |
| 4 - 7  | 条例施行前に行われた調査の利用                            | ・ ・ ・ ・ | 14 |
| 4 - 8  | 報告の期限                                      | ・ ・ ・ ・ | 14 |
| 第 5    | 管理区域の指定等                                   | ・ ・ ・ ・ | 15 |
| 5 - 1  | 管理区域の指定                                    | ・ ・ ・ ・ | 15 |
| 5 - 2  | 管理区域の指定の解除                                 | ・ ・ ・ ・ | 15 |
| 第 6    | 土壌汚染の措置の実施                                 | ・ ・ ・ ・ | 15 |
| 6 - 1  | 措置命令                                       | ・ ・ ・ ・ | 15 |
| 6 - 2  | 自主的に行う措置の実施                                | ・ ・ ・ ・ | 15 |
| 第 7    | 管理区域で行う土地の形質変更の届出及び計画変更命令                  | ・ ・ ・ ・ | 16 |
| 7 - 1  | 形質変更の届出                                    | ・ ・ ・ ・ | 16 |
| 7 - 2  | 形質変更の施行方法に関する基準                            | ・ ・ ・ ・ | 16 |
| 7 - 3  | 搬出土壤の搬出先及び確認方法                             | ・ ・ ・ ・ | 16 |
| 第 8    | 指定調査機関                                     | ・ ・ ・ ・ | 16 |
| 第 9    | 分析方法                                       | ・ ・ ・ ・ | 17 |
| 9 - 1  | 特定有害物質                                     | ・ ・ ・ ・ | 17 |
| 9 - 2  | ダイオキシン類                                    | ・ ・ ・ ・ | 17 |
| 第 10   | 事務の移譲                                      | ・ ・ ・ ・ | 17 |
| 第 11   | 他の法律との関係                                   | ・ ・ ・ ・ | 18 |
| 11 - 1 | 土壌汚染対策法との関係                                | ・ ・ ・ ・ | 18 |
| 11 - 2 | 廃棄物処理法との関係                                 | ・ ・ ・ ・ | 18 |

## 図表等

土壌汚染対策法の概要  
大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌汚染対策）の流れ  
管理有害物質及び基準値  
用語の解説

本手引きは、土壌汚染による府民の健康影響を防止するため、土壌汚染に関する規制等の規定を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下、「条例」といいます。）に基づく調査・対策の具体的内容などについて説明したものです。

条例では、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号、平成15年2月15日施行）のしくみを基本として、調査対象物質（ダイオキシン類）、3つの調査の機会、及び土地の所有者等の責務規定を追加しています。

条例施行にあたっての考え方は、土壌汚染対策法と共通の部分は、基本的に《平成15年2月4日付け、環境省環境管理局水環境部長から都道府県知事・政令市長宛、環水土第20号「土壌汚染対策法の施行について」》に準拠しています。本手引きでは条例について、土壌汚染対策法に規定がない部分を中心に説明しています。

## 第1 条例の基本的なしくみ（土壌汚染対策法のしくみと条例の特徴）

土壌汚染対策法の目的は、「土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する」こととしています。

そのしくみとして、調査対象物質は鉛、砒素、トリクロロエチレンなど25物質としています。土壌汚染状況調査は有害物質使用特定施設の廃止時に土壌汚染状況調査を実施し、その結果を知事に報告します。（法第3条）。また、知事が土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認める時は、その土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査を行い、その結果を報告するよう命ずることができます（法第4条）。

土壌汚染状況調査の結果、土壌の汚染状態が基準に適合しない土地については、知事により、その区域を指定区域として指定・公示します（法第5条）。

指定区域内の土地の土壌の汚染により、人の健康被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、知事は土地の所有者等に対して汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができます（法第7条）。この汚染の除去等の措置の命令は、汚染土壌から人への有害物質の暴露経路を遮断することなどでリスクを低減することを基本としています。

また、指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、知事に届け出る必要があります。以上が土壌汚染対策法の概要です。

これに対して、条例は基本的に土壌汚染対策法のしくみに準じた形で構成されていますが、大きな特徴は、対象物質としてダイオキシン類を追加したこと、次に示す3つの調査機会を新たに設定したことです。

3,000㎡以上ある敷地での土地の形質変更時

有害物質を使用している稼働中の工場・事業場における土地の形質変更時

有害物質使用届出施設及びダイオキシン類対策特別措置法の特定施設の廃止時

なお、条例ではこの他に、土地の所有者等及び土地の形質変更者は、土壌汚染の状況把握に努めるとともに、土地の所有者等は、人の健康被害が生じないように努めなければならないという責務規定を設けています。

## 第2 条例の対象となる物質

条例の対象となる物質は、特定有害物質（それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして施行規則で定めるもの）とダイオキシン類です。

これら、特定有害物質とダイオキシン類を合わせて、「管理有害物質」としています。具体的には下記の「及び」のとおりです。

なお、実際に土壌汚染状況調査を行う必要のある物質は、調査の対象となる機会によって異なりますが、これら管理有害物質の内、基本的に対象となる土地で使用等されていた物質です。

### 特定有害物質

鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質で、施行規則で定めており、土壌汚染対策法の特定有害物質と同じ25物質としています。

《第1種特定有害物質》揮発性有機化合物：11物質

《第2種特定有害物質》重金属等：9物質

《第3種特定有害物質》農薬等：5物質

### ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類です。

### 第3 土地の形質変更の定義

条例では、3,000㎡以上ある敷地での土地の形質変更、及び稼働中の有害物質を使用する工場・事業場敷地での土地の形質変更をする機会をとらえて、知事への報告の機会の対象としています。「土地の形質変更」とは施行規則で、

1. 土地の造成、
2. 建築物その他工作物の新築、改築又は増築に伴う土地の掘削（管理区域内の土地にあっては土地の掘削）

としています。具体的には次の から のとおりです。

#### 土地の造成

土地の造成とは、切土、盛土等を行うもので宅地造成などの使用目的を持って土地の造成を行うものを対象とします。従って、土砂採取場、残土処分場等は造成とはみなしません（ただし、これらの跡地（3,000㎡以上）を利用する場合は、条例81条の4の規定の対象となります）。また、土地の造成を伴わないで駐車場等として利用する場合は対象外とします。

#### 建築物の新築、改築又は増築に伴う土地の掘削

建築物とは建築基準法（昭和25年法律第201号）の定義による建築物、又はこれに類するものとします。建物の除却に伴う掘削や、通常の管理行為に伴う軽微な掘削（水道・下水道・植栽・塀等の管理）は対象外とします。

#### その他工作物の新築、改築又は増築に伴う土地の掘削

工作物とは、橋やダムなど公共工事における工作物全般及び遊具や鉄塔などの工作物全般とします。

#### 管理区域内での土地の掘削

条例第81条の8第4項に規定する管理区域内で土地を掘削する場合は、「土地の形質変更」とみなします。

## 第4 土壤汚染状況調査

次の3つの機会に、土壤汚染状況調査を実施し、知事にその結果を報告する必要があります。ただし、 $3,000\text{ m}^2$ 以上ある敷地での土地の形質変更時の調査については、先に土地の利用履歴等調査を行い、当該土地で過去に有害物質が使用等されていた場合に、土壤汚染状況調査を実施し、その結果を知事に報告することとなります。

3,000 $\text{ m}^2$ 以上ある土地での土地の形質変更時（条例第81条の4）

有害物質使用特定施設等を設置している工場・事業場の敷地での土地の形質変更時  
（条例第81条の5）

有害物質使用届出施設等の廃止時（条例第81条の6）

### 4-1 $3,000\text{ m}^2$ 以上ある敷地での土地の形質変更時の調査

$3,000\text{ m}^2$ 以上ある敷地において、土地の形質変更を行う場合は、施行規則第48条の4の規定が適用されます。この場合、この土地の利用履歴等を調べて知事に報告する必要があります（様式第23号の2）。

利用履歴等調査の結果、特定有害物質が製造、使用、処理された可能性があると思われる場合、またはダイオキシン類ではダイオキシン類が発生、処理された可能性があると思われる場合には、次のステップとして、知事が指定する指定調査機関に土壤汚染状況調査をさせ、その結果を知事に報告する必要があります（様式第23号の3）。

土地の形質変更後の土地利用が、一般の人が立ち入らない工場又は事業場の敷地として利用される場合には、調査義務はかかりません。

#### (1) 敷地面積 $3,000\text{ m}^2$ の考え方

$3,000\text{ m}^2$ とは、土地の形質変更の面積を意味するのではなく、形質変更が行われる敷地の面積を意味します。

土地の造成の場合は、通常、都市計画法第29条（昭和43年法律100号）の規定による開発許可及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条の規定による宅地造成工事許可を必要としますが、この場合はこれらの法に基づく申請面積、又は申請の予定面積で判断します。

建築物の新築・改築工事時は、建築確認申請書に記載された（される）敷地面積とします。ただし、対象となる土地に多数の建築物があり、対象となる建築物以外の建築物や工作物を解体や改変することなく、対象となる建築物のみ改築、増築を行うときは、その改築部分又は増築部分の建築面積で判断します。

工作物の新築、増築、改築の場合は、上記の建築物の考え方に準拠します。

## (2) 土地の利用履歴等調査

条例第 8 1 条の 4 第 1 項の規定により、土地の所有者等が行う土地の利用履歴等調査は、次のとおり行います。

### ア 土地の利用履歴調査

土地の利用履歴調査は、原則として、概ね昭和 3 5 年頃まで（この時期までに農用地が出現した場合はそこまで）遡ることとしますが、これより以前にも管理有害物質を使用したという形跡が認められる場合にはさらに遡ることとします。調査内容としては、対象地の過去の土地の利用履歴を調べ、対象地に水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等（条例第 4 9 条第 2 項に規定する有害物質使用届出施設、及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設（以下「ダイオキシン特定施設」という））が設置されていたか否か（以上、施行規則 4 8 条の 4 第 2 項第 1 号）、あるいは対象地に工場・事業場の履歴があり管理有害物質の使用等の履歴はないか、また、管理有害物質を含む廃棄物等を埋め立て処分した履歴はないかなどについて調べることにします（以上、施行規則 4 8 条の 4 第 2 項第 2 号）。

土地の利用履歴は、所有の履歴を登記簿謄本等により調査し、土地の利用形態を過去の住宅地図や航空写真等により調査します。

### イ 管理有害物質の使用等の状況調査

水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設、条例の有害物質使用届出施設、及びダイオキシン特定施設が設置されていた場合には、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、ダイオキシン類の発生又は処理の状況、その他使用等の状況等について把握します。

調査は水質汚濁防止法、下水道法、ダイオキシン類対策特別措置法や条例による届出書、設備の台帳、建築図面などによるか、あるいは管理有害物質を使用等していた事業者や関係者からの聞き取り調査により行います。

### ウ 土地の利用履歴等調査結果の整理

土地の利用履歴等調査の結果について、土地の利用履歴等調査結果報告書（様式第 2 3 号の 2）には、次のとおり記載し必要な書類を添付します。

#### (ア) 土地の利用履歴

土地の利用履歴について年表形式で整理し、その根拠とした住宅地図や航空写真、登記簿謄本などを添付します。対象地の履歴が複数にわたる場合は、土地利用の単位ごとに整理します。

#### (イ) 有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等の設置の状況

有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設が設置されていた場合は、施設の種類（例：酸又はアルカリによる表面処理施設）を記載し、施設等の配置がわかる図面等を添付します。ダイオキシン特定施設が設置されていた場合は、施設等の配置がわかる図面等を添付します。

**(ウ) 設置されていた有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等において製造され、使用され、発生し、又は処理されていた管理有害物質の種類**

有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設が設置されていた場合は、届出されている特定有害物質の物質名を、またダイオキシン特定施設が設置されていた場合は、ダイオキシン類と記載します。

**(エ) 設置されていた有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等における管理有害物質の製造、使用、発生又は処理の状況**

特定有害物質の場合は、その物質の使用等の状況（濃度、量、期間、工程などを明らかにした事項又は図面等の添付）を記載します。ダイオキシン類の場合は、発生又は処理していた可能性のある期間を記載します。

**(オ) その他の管理有害物質の使用等の履歴**

有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等が設置されていない工場・事業場で管理有害物質が使用等されていた場合は、使用等していた場所、その物質の使用等の量、使用等の期間などについて記載します。管理有害物質を含む廃棄物等が埋め立て処分されていた場合は、埋め立てされた時期や場所などについて記載します。その他、管理有害物質に関する事故や使用等の履歴がある場合にも、その時期や期間、場所、量などについて記載します。

**(カ) 調査の結果、使用等の可能性が認められた管理有害物質の種類**

「有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等で使用等されていた管理有害物質」と「その他の管理有害物質の使用等の履歴から把握された管理有害物質」について併せて記載します。

**(3) 土壤汚染状況調査が不要の土地**

住居や山林、農地、駐車場、グラウンド、体育館など全く管理有害物質の使用等の履歴が認められない土地や、工場・事業場の敷地であっても管理有害物質の使用等の履歴がなければ、土壤汚染状況調査は不要です。

#### 4 - 2 稼働中の有害物質使用工場敷地の土地の形質変更時の調査（条例第81条の5）

次の3つの施設を設置する工場・事業場の敷地の一部において土地の形質変更を行う場合は、知事が指定する指定調査機関で土壤汚染状況調査を行い、その結果を知事に報告する必要があります。この場合、土地の形質変更の規模にかかわらず条例の対象となります。

特定有害物質を使用している府条例の届出施設

特定有害物質を使用している水質汚濁防止法の特定施設

ダイオキシン特定施設

特定施設等を設置している工場・事業場と同一の工場・事業場の敷地として利用する場合は、調査義務はありません。

特定施設等を設置している工場・事業場と別の一般の人が立ち入ることができない工場・事業場として利用する場合は、知事のただし書きの確認を受けることにより調査が猶予されます（規則第48条の17）。調査の猶予の確認申請は、確認申請書（様式第23の4）により行います。

土地の形質変更の規模が3,000㎡以上の場合には、条例第81条の4の規定が適用されます。

#### 4 - 3 有害物質使用届出施設等の廃止時の調査（条例第81条の6）

次の2つの届出施設等の使用を廃止した場合に、知事が指定する指定調査機関で土壤汚染状況調査を実施し、知事に報告する必要があります。なお、この規定は土壤汚染対策法第3条の規定と同様の趣旨の規定です。

特定有害物質を使用している府条例の届出施設

ダイオキシン特定施設

届出施設・特定施設を設置していた工場・事業場と同一の工場・事業場又は一般の人が立ち入ることができない工場・事業場の敷地等として利用される場合は、知事のただし書きの確認を受けることにより、調査が猶予されます（規則48条の18）。調査の猶予の確認申請は、確認申請書（様式第23の4）により行います。

対象地の規模が3,000㎡以上の場合であっても、廃止時の調査対象となる物質は、土壤法と同様に廃止時に使用等していた物質のみとし、その後3,000㎡以上の土地の形質変更があれば、その際に条例第81条の4の規定による調査を行う必要があります。

#### 4 - 4 調査の対象となる管理有害物質等の内容に関する規定（規則第48条の5）

土壤汚染状況調査を行う場合、調査の対象となる管理有害物質は条例の3つの調査機会（条例第81条の4、第81条の5、第81条の6）により異なります。その考え方は次のとおりです。

##### (1) 3,000㎡以上の土地の形質変更時の調査（条例第81条の4）

土地の利用履歴調査の結果、使用等の可能性があると認められた管理有害物質を対象とします。

なお、過去に工場があったが、管理有害物質の使用等が不明という場合には、業種やその他の情報から使用等していたと推定される管理有害物質を対象として、土壤汚染状況調査を実施しなければならないこととします。また、管理有害物質が全く推定できないという場合には、全項目（第3種特定有害物質、1,3-ジクロロプロペン及びダイオキシン類を除く）について、土壤汚染状況調査を実施しなければならないこととします。

##### (2) 稼働中の工場敷地の土地の形質変更時の調査（条例第81条の5）

稼働中の有害物質使用特定施設、有害物質使用届出施設が設置されている場合は、施設において製造、使用、処理されている特定有害物質を対象とします。ダイオキシン特定施設が設置されている場合は、ダイオキシン類とします。

なお、土地の形質変更を行う土地において、土壤汚染対策法第3条及び条例の第81条の6の規定による施設の廃止時の土壤汚染状況調査を行う場合、その土地が工場・事業場の敷地ではあるが、過去から継続的に住居や山林、農地、従業員用駐車場、グラウンド、体育館など管理有害物質の使用等の履歴が認められない土地である場合は、土壤汚染状況調査は不要です。

##### (3) 有害物質使用届出施設等の廃止時の調査（条例第81条の6）

有害物質使用届出施設が廃止された場合は、その施設において製造、使用、処理されていた特定有害物質を対象とします。ダイオキシン特定施設が廃止された場合は、ダイオキシン類とします。

#### 4 - 5 土壤汚染状況調査の方法

土壤汚染状況調査は、調査対象地を、汚染土壤が存在するおそれに応じて3種類の区分に分類します。この区分により土壤のサンプリング方法が異なります。また、調査対象物質により分析方法が異なります。

##### (1) 調査対象物質が特定有害物質の場合

調査対象物質が特定有害物質の場合、土壤汚染状況調査の方法は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日 環境省令第29号）、及び《平成15年2月4日付け、環境省環境管理局水環境部長から都道府県知事・政令市長宛、環水土第20号「土壤汚染対策の施行について」》の考え方と同様です。ここでは概要を説明するにとどめます。

##### ア 調査対象地の土壤汚染のおそれの把握（規則第48条の8）

土壤汚染状況調査の対象となる土地について、土地の利用状況及び特定有害物質の製造、使用、処理の状況を把握し、汚染土壤が存在するおそれに応じて、次の3種類の区分に分類します。

汚染土壤が存在するおそれがないと認められる土地  
有害物質使用特定施設等の敷地から、その用途が全く独立している状態が継続している土地を指す。

汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地  
直接に有害物質の使用等を行っている土地ではないが、有害物質使用特定施設等及びその関連施設の敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地を指す。

その他の土地（汚染土壤が存在するおそれがあると認められる土地）  
及び 以外の土地は、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地であり、例えば、直接に有害物質の使用等を行ったことがある土地等を指す。

この3種類の区分の方法は、土壤汚染対策法の考え方と同様です。なお、3,000㎡以上ある敷地での土地の形質変更時の調査において、特定施設等の設置場所が特定できない場合や、管理有害物質の使用等が不明という場合などには、この不明な部分については、 の「汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地」に分類し、調査を実施することとします。

## イ 試料採取等を行う区画の選定及び試料採取（規則第48条の9～12）

調査対象地を条例第48の9第1項により、敷地の最も北にある地点を通り、東西方向、南北方向に10m間隔で引いた線により区画（以下、「単位区画」という。）します。また、この線に平行に30メートル間隔で引いた線により分割された部分（以下、「30メートル格子」という。）に区画します。

### (ア) 第1種特定有害物質

第1種特定有害物質（揮発性有機化合物）では、土壤ガス調査を実施します。「汚染土壤が存在するおそれがあると認められる土地」では10m区画に1点、「汚染土壤が存在するおそれがないと認められる土地」では30m格子で1点で土壤ガス調査を実施します。

土壤ガス調査により、特定有害物質が検出された場合は、検出濃度が高い部分において、粘土層または10mまでのボーリング調査を実施し、溶出量調査を実施します。

### (イ) 第2種特定有害物質、第3種特定有害物質

第2種特定有害物質（重金属類）、第3種特定有害物質（農薬類）にあつては土壤を採取し溶出量を測定します。重金属類にあつては含有量についても測定します。

「汚染土壤が存在するおそれがあると認められる土地」においては、単位区画の1地点で試料採取し1検体として分析します。試料採取については、表層の土壤（0～5cm）と5～50cmまでの土壤を均等に混合し試料とします。

「汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地」においては、30m格子の5区画で試料採取を行い、試料を均等に混合し1検体として分析します。試料採取については、表層の土壤（0～5cm）と5～50cmまでの土壤を均等に混合します。

試料採取にあつては、燃え殻等明らかに廃棄物であると判断されるものは、廃棄物として処理し、廃棄物搬出後の土壤について試料採取を行うものとします。

## ウ 試料採取等の結果の評価に関する規定（規則第48条の13）

土壤汚染状況調査の結果、管理区域の指定に係る基準（以下、「指定基準」という。）に適合しなかった区画は、管理有害物質によって汚染されている区域（以下、「管理区域」という。）として指定します。指定基準は、特定有害物質については土壤汚染対策法と同じです。

## (2) 調査対象物質がダイオキシン類の場合

調査対象物質がダイオキシン類の場合は、土壤汚染対策法の考え方と異なります。調査対象地の土壤汚染が存在するおそれの把握する区分は特定有害物質の場合と同じですが、その区分を分類する考え方が異なります。

また、はじめに試料採取等する区画は「汚染土壤が存在するおそれがあると認められる土地」に限られ、「汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地」では試料採取等する必要のないこと、「汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地」は隣接する「汚染土壤が存在するおそれがあると認められる土地」で汚染があったときに試料採取等する必要が生じることなど、特定有害物質の試料採取等とは異なります。

### ア 調査対象地の土壤汚染のおそれの把握（規則第48条の8）

土壤汚染状況調査の対象となる土地について、土地の利用状況及びダイオキシン類の発生、処理の状況を、調査実施者が容易に入手することができる範囲内で、具体的には、土地の利用履歴等調査結果報告書（様式第23号の2）や、ダイオキシン特定施設の届出書類（施設の設置場所、使用期間など）、事故等の履歴により把握し、土壤汚染が存在するおそれに応じて、次の3種類の区分に分類しますが、このダイオキシン類については特定有害物質とは異なる次のような考え方で分類します。

汚染土壤が存在するおそれがあると認められる土地

- ・ダイオキシン特定施設等（処理施設や配管含む）とダイオキシン施設等から5 mまでの土地（ただし、 の土地を除く。）
- ・ダイオキシン特定施設ではないが発生した可能性のある施設とその施設から5 mまでの土地
- ・その他、適切な簡易分析法により、汚染土壤が存在するおそれがあると絞り込んだ土地

汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地

- ・ 及び を除いた土地

汚染土壤が存在するおそれがないと認められる土地

- ・ダイオキシン特定施設の供用開始時からアスファルトやコンクリート等で被覆されている土地
- ・ダイオキシン特定施設の供用開始時から建っている建物及び工作物のある土地及び仕切られている土地

## イ 試料採取等を行う区画の選定（規則第48条の9）

### (ア) 区画の線引き

調査対象地を条例第48の9第1項により10メートル間隔で引いた区画（以下、「単位区画」という。）の線に平行に30メートル間隔で引いた線により分割された区画（以下、「30メートル区画」という。）の数が最も少なくなるように分割します。なお、条例第48の9第2項についても準用します。

### (イ) 調査地点

ある30メートル区画で、汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地を含む単位区画（以下、「試料採取等区画」という。）があり、その試料採取等区画の数が5個以下のときはすべてを、また6～9個であるときは、そのうちいずれか5個の試料採取等区画を選定し、調査することとします。

## ウ 試料採取等の実施に関する規定（規則第48条の10）

### (ア) ダイオキシン類調査（STEP1）

#### a 試料採取

試料採取する深度は、表層（地表から5cm程度）とし、30メートル区画において、試料採取は5地点混合（下記の～で採取された土壌をそれぞれ同じ重量を混合する）方式で行います。ただし、試料採取等区画の中心又はある情報により汚染土壌が存在するおそれがあると認められる地点（以下、「試料採取地点」という。）において土壌その他の試料を採取することが困難である場合には、試料採取等区画のうち任意の5地点を採取してもよいものとします（以下の「STEP2調査」、「周辺の試料採取等の実施」も同様）。

試料採取等区画5個のとき：各試料採取地点5地点

試料採取等区画4個のとき：各試料採取地点4地点といずれかの区画のみ任意の1地点

試料採取等区画3個のとき：各試料採取地点3地点といずれかの2区画のみ各任意の1地点

試料採取等区画2個のとき：各試料採取地点2地点と一方の区画の任意の1地点と別の区画の任意の2地点

試料採取等区画1個のとき：試料採取地点1地点とその区画の任意の4地点

試料採取にあたっては、燃え殻等明らかに廃棄物であると判断されるものは、廃棄物として処理し、廃棄物搬出後の土壌について試料採取を行うものとする。

#### b 測定方法

ダイオキシン類の測定方法は、平成15年9月26日付け大阪府公告第128号によることとします。

#### (イ) ダイオキシン類調査 (STEP 2)

STEP 1 調査の結果、指定基準に適合しなかったときは、30メートル区画内のすべての単位区画（汚染が存在するおそれがないと認められる単位区画は除く。）において、それぞれ5地点（試料採取地点1地点とその単位区画内の4地点）混合方式で行い、STEP 1 調査と同じ測定方法により測定します。

#### エ 試料採取等の結果の評価に関する規定（規則第48条の13）

STEP 1 調査、STEP 2 調査の結果、指定基準に適合しなかった区画は、汚染状態にある土地である管理区域として指定します。

指定基準は、ダイオキシン類の土壤環境基準（1,000pg-TEQ/g）と同じです。

#### オ 周辺の試料採取等の実施

STEP 2 調査により、指定基準に適合しない区画があった場合は、その区域に接する単位区画においても、土壤汚染状況調査を5地点混合方式で、STEP 2 調査と同じ測定方法により測定します。その結果、指定基準に適合しなかった区画は、管理区域として指定します。

#### カ 試料採取の省略

試料採取等区画のうちいずれかの区画において指定基準に適合しない区画があるときは、残りの区画の試料採取等の実施を省略することができます。ただし、試料採取等の実施を省略したときには、次の～の単位区画を除き、管理区域とみなします。

汚染のおそれがない単位区画

概況調査により指定基準に適合した場合、30メートル区画内のすべての単位区画

概況調査以外のダイオキシン類土壤含有量調査により指定基準に適合した単位区画

#### キ 簡易分析法の利用

ダイオキシン類の測定は、特定有害物質に比べて高価であることから、例えば、ダイオキシン特定施設の設置の履歴等によりダイオキシン類の発生等の可能性が認められたが、その場所が特定できないことから汚染のおそれがある土地の範囲を絞り込む必要がある場合などに、今後の簡易分析の技術開発の動向も踏まえながら、適切な簡易分析法を使用してもよいこととします。

なお、簡易分析法を使用する場合には、個々の事例に応じ公定法と簡易分析法により併行して測定すること等により、簡易分析法の使用の可否を判断することとします。

#### 4 - 6 土壤汚染状況調査の実施・結果報告

土壤汚染状況調査は、土地の所有者等が、知事が指定する指定調査機関に行わせ、その結果を知事に報告することを原則としています。

ただし、土地の形質変更時の調査（条例第81条の4～5）では、土地の所有者の事情から見て、土地の所有者等のみによっては、土壤汚染状況調査を行うことが困難であるとき、その他、知事が特別の理由があると認めるときは、当該土地所有者の承諾を得た上で、土地の形質変更者が調査結果の報告を行うことができます。

ここで、土地の形質変更者とは、土地を購入することなく借地でマンション等の開発を行う者、あるいは、開発に関連する諸手続のあとに開発を行うことが法的に可能となった時点で開発者に所有権を移転する場合などが想定されます。

土壤汚染状況調査の報告は、土壤汚染状況調査報告書（様式第23号の1、様式23号の2、様式第23号の3）で行います。

#### 4 - 7 条例施行前に行われた調査の利用

条例の施行前に、条例に基づく土壤汚染状況調査と同等程度の精度を保って土壤汚染状況調査が行われた場合であって、当該調査の後で新たな汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該調査の結果を条例に基づく調査の結果とみなすことができます。

#### 4 - 8 報告の期限

##### (1) 条例第81条の6の規定による調査

土地所有者と、事業者が同一の場合は有害物質使用届出施設、ダイオキシン特定施設の使用を廃止された日から120日以内。

土地所有者と、事業者が異なり、知事から条例81条の6第2項の規定により通知を受けた者である場合は、通知を受けた日から120日以内。

条例第81条の6第1項のただし書きの確認が取り消された場合は、通知を受けた日から120日以内。

## 第5 管理区域の指定等

### 5 - 1 管理区域の指定

管理区域の指定の規定は、土壤汚染対策法の規定に準じています。

### 5 - 2 管理区域の指定の解除

管理区域の指定の解除の規定は、土壤汚染対策法の規定に準じています。

## 第6 土壤汚染の措置の実施

土壤汚染の除去等の措置の内容については、土壤汚染対策法と同じ規定としています。土壤汚染の除去等を行う契機としては、知事により措置命令を受けたときと、自主的な取り組みとして措置を行う場合です。

### 6 - 1 措置命令

管理区域の土壤汚染により、人の健康被害が生じる可能性があると認められるときは知事は、汚染の除去等の措置を命ずることができることとなっています。

#### (1) 地下水汚染の健康被害を防止する措置

第1種特定有害物質：第2溶出量基準に適合しない汚染状態にある場合は「土壤汚染の除去」

第2溶出量基準に適合する場合は「原位置封じ込め」

第2種特定有害物質：「原位置封じ込め」

第3種特定有害物質：第2溶出量基準に適合しない汚染状態にある場合は「土壤汚染の除去」又は「遮断工封じ込め」

第2溶出量基準に適合する場合は「原位置封じ込め」

#### (2) 土壤の摂取による健康被害を防止するための措置

乳幼児の砂遊び、土遊びに日常的に利用されている土地：「土壤汚染の除去」

50cm盛り土することにより支障がある場合：「土壤入れ換え」

上記以外の土地：「盛土」

なお、土地所有者等がこれより効果的な措置を講じることは妨げるものではありません。ダイオキシン類の場合は、含有量が指定基準を超えており、人の健康被害が生じる可能性があるとして認める場合は、盛土の措置を命ずることとなります。

### 6 - 2 自主的に行う措置の実施

土壤汚染の除去等については、知事による措置命令の他に、土地の所有者等や汚染原因者、事業者等が、自主的に措置を講じることでもあります。この場合は、条例に規定している土壤汚染の除去等の措置に準じて行う必要があります。

なお、汚染土壤の掘削除去や汚染土壤の浄化が行われた場合には、管理区域の指定は解除されますが、知事の確認が必要となります。

## 第7 管理区域で行う土地の形質変更の届出及び計画変更命令

管理区域内において土地の形質変更をしようとする者は、知事に届け出なければならないこととなっています。知事は、その施行方法が基準に適合しないと認めるときは、その届出者に対して、施行方法に関する計画の変更を命ずることができることとなっています。

### 7 - 1 形質変更の届出

管理区域内での土地の形質変更の届出は、工事の行う14日前までに届け出る必要があります。一定の条件の場合には、届出は行わず、又は事後に行うこととなります。

「土地の形質変更をしようとする者」とは、その施行に関する計画の内容を決定する者としてします。

なお、土地の所有者等が自主的に土壌汚染の除去等を実施する場合にも、この届出が必要となります。

### 7 - 2 形質変更の施行方法に関する基準

施行方法に関する基準は、土壌汚染対策法と同じ考えとしています。ただし、軽微な変更については、ダイオキシン類については、掘削の深さが5cmを超える場合は、軽微な変更と見なされませんので、形質変更の届出が必要です。

### 7 - 3 搬出土壤の搬出先及び確認方法

汚染土壤を管理区域から搬出し浄化後埋め戻す場合、汚染土壤を処分場に搬出する場合には、土壌汚染対策法に準じておこなうこととします。

搬出先の確認方法については、汚染土壤管理票で確認する場合の他、汚染土壤と廃棄物が混在する場合に、汚染土壤を廃棄物と一体で処理した場合などにあっては廃棄物管理票、その他、確実な方法で確認する必要があります。

## 第8 指定調査機関

土壌汚染状況調査の調査・報告義務者は、土地の所有者等ですが、現場での調査は、知事が指定している指定調査機関で行う必要があります。大阪府指定の指定調査機関は、大阪府のホームページに載せています。

なお、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査は、環境大臣が指定する指定調査機関で行うこととなっていますが、大阪府の指定調査機関はこれとは別に指定しています。

## 第9 分析方法

### 9 - 1 特定有害物質

特定有害物質にかかる分析方法等については、次に掲げる平成15年9月26日付け大阪府告示のとおりです。

土壌ガス調査にかかる採取及び測定の方法は、大阪府公告第124号で定められており、平成15年環境省告示第16号による方法としています。

地下水に含まれる調査対象物質の量の測定の方法は、大阪府公告第125号で定められており、平成15年環境省告示第17号による方法としています。

土壌溶出量調査に係る測定の方法は、大阪府公告第126号で定められており、平成15年環境省告示第18号による方法としています。

特定有害物質土壌含有量調査に係る測定の方法、大阪府公告第127号で定められており、平成15年環境省告示第19号による方法としています。

### 9 - 2 ダイオキシン類

ダイオキシン類土壌含有量調査に係る測定の方法は、平成15年9月26日付け大阪府公告第128号で定められています。その内容は、ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）別表土壌の項に掲げる測定方法による方法としています。

具体的には、別表では「土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法」によることとしています。

さらに具体的には、平成12年1月14日付け環水土第12号により環境庁水質保全局土壌農薬課長から通知された、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」に示されています。

## 第10 事務の移譲

条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、土壌汚染に関する規制等に関する事務の一部は、土壌汚染対策法第37条の規定による政令市である11市（大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市）が事務を処理することとしています。

このため、これら11市での条例に基づく調査結果の報告等については、土壌汚染対策法に基づく調査結果の報告等と同様に、それぞれの市の環境担当部局に行ってください。

## 第 11 他の法律との関係

### 11 - 1 土壤汚染対策法との関係

土壤汚染対策法と、条例は調査機会が異なります。土壤汚染対策法に規定する第 3 条の調査機会に、3000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更が行われる場合には、土壤汚染対策法によるべき調査項目は土壤汚染対策法の規定により調査を行い、法の規定により調査の義務がない過去に使用していた物質については、条例の規定により過去に有害物質を使用していた特定施設などを勘案して、調査を行う必要があります。

また、条例では土壤汚染対策法第 4 条に相当する調査命令の規定はありません。従って、土壤汚染により、人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると知事が認める場合は、土壤汚染対策法第 4 条の規定に基づき、知事により土地所有者等に対して、土壤汚染状況調査の調査命令がかけられることとなります。

### 11 - 2 廃棄物処理法との関係

閉鎖がされていない廃棄物最終処分場の場合は廃棄物処理法が適応されます。廃棄物による不法投棄が原因で土壤汚染が引き起こされた場合には、廃棄物処理法により処理することを基本とします。

閉鎖後の廃棄物最終処分場において、土地の形質変更を行う場合は、府条例の対象になります。

条例では、掘削除去することとしている廃棄物については、掘り出して廃棄物として適正に処分し、掘削除去時にその周辺の土壤に汚染がないことが確認されておれば、土壤汚染状況調査を実施する必要はないと考えます。周辺の土壤の汚染の有無が確認されていない場合は、条例に基づき土壤汚染状況調査を実施するものとします。



## 目 表 等

土壤汚染対策法の概要

大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壤汚染対策）の流れ

管理有害物質及び基準値

用語の解説

## 参 考 資 料

様式の記入例

土壤汚染調査・対策Q&A集

## Q A集（項目は削減する必要がある）

### 土地の形質変更の定義関係

土地の区画形質の変更とは何ですか

土地の造成とは何ですか

新築、増築、改築とは何ですか

工作物とは何ですか

現在更地ですが、土地の造成をしないでそのまま駐車場にする場合、土地の形質変更にあたりますか。

現在更地ですが、舗装をして、駐車場にする場合、土地の形質変更にあたりますか。

文化財の発掘をするため、土地の掘削を行いますが、土地の形質変更にあたりますか。

現在、更地ですが、土砂の仮置き場に使用しますが、土地の土地の形質変更にあたりますか。

土地の造成を目的としない、盛り土だけをする場合は、土地の形質変更該当しますか

10,000㎡の一筆の土地を分筆しますが、土地の形質変更にあたりますか。

池を作るための土地を掘削しますが、土地の形質変更にあたりますか。

現在建物が建っていますが、今後の利用計画が決まるまでに、とりあえず建物を除却しますが、土地の形質変更にあたりますか。

シールド工法で土地を掘削しますが、土地の形質変更にあたりますか。

シールド工法で道路の下を掘削しますが、土地の形質変更にあたりますか。

道路の下に、管を埋めるために土地を掘削しますが、土地の形質変更にあたりますか。

### 3000㎡の考え方

土地の造成を行う場合、開発許可の面積と同一と考えて良いか

3000㎡を超える敷地の既存の公園の一部で、1000㎡程度敷地で遊具や、トイレなどを設置、建築する場合、対象となりますか。

建築物を新築する場合の掘削の場合、面積の考え方を教えてください。

履歴調査

履歴調査の方法は

履歴調査の結果、履歴が分からなかった場合、土壌汚染状況調査が必要となりますか

廃棄物の埋め立て履歴があった場合、土壌汚染状況調査はどのように行ったらよいのですか

履歴調査は、何年まで遡ればよいのですか

調査について

調査の方法について、土壌汚染対策法と異なる部分はどのような点なのでしょう。

900㎡で5点混合で調査すべき所、100㎡で1点、9地点をいきなり調査しても良いですか。

対象とする敷地で使用等していない物質を調査して報告してもよろしいでしょうか。

開発しようとして土地が、農地の場合、農薬類を調査する必要がありますか

ダイオキシン法の特定施設があった場合、全ての施設で土壌汚染状況調査が必要ですか

ダイオキシン法が制定される前に、小型の焼却炉が設置されていた場合、ダイオキシン類の調査が必要ですか。

ダイオキシン類の簡易測定が利用できる場合とはどのような場合ですか

特定有害物質については、簡易測定は利用できないのですか

管理区域の指定について

調査の結果、汚染が見つかった場合、すぐに管理区域に指定されるのですか

汚染が見つかった場合、すぐに対策を取る場合は、管理区域に指定して欲しくないのですが

管理区域の解除の要件を教えてください

事務手続き

調査結果報告書などの提出書類は何部ですか

電子媒体での提出は可能ですか

3000㎡の土地の形質変更の場合、提出期限はいつまでですか

汚染の除去等の措置について

土壤汚染対策法と異なる部分はどのような点なのでしょう

汚染土壌を掘削除去し搬出する場合は、どこに搬出すればよいのでしょうか

汚染土壌を搬出する場合、マニフェスト（汚染土管理票）は必ず必要ですか

ダイオキシン類で汚染された土壌を搬出する場合の扱いは

掘削除去した場合の確認の方法は